

「夜間金庫規定」 新旧対照表

(アンダーラインは改定箇所)

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">夜間金庫規定</p> <p>《省略》</p> <p>第7条（損害の負担等） この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>第8条（反社会的勢力との取引拒絶）</u> この夜間金庫は、<u>第9条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからFのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第9条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからFの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をおことわりするものとします。</u></p> <p>第9条（解約等） この契約は、本人の申し出または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋、入金袋用錠前、および入金袋正鍵を直ちに当店へ返却してください。 <u>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または利用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続を行ってください。</u> <u>①利用者が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>②利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等</u></p>	<p style="text-align: center;">夜間金庫規定</p> <p>《省略》</p> <p>第7条（損害の負担等） この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>《追加》</u></p> <p>第8条（解約等） この契約は、本人の申し出または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋、入金袋用錠前、および入金袋正鍵を直ちに当店へ返却してください。 <u>《追加》</u></p>

「夜間金庫規定」 新旧対照表

(アンダーラインは改定箇所)

変 更 後	変 更 前
<p><u>標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>F. その他前各号に準ずる関係</u></p> <p><u>③利用者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A. 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D. 取引に関して、詐欺的手法を用いる行為</u></p> <p><u>E. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>F. その他前各号に準ずる行為</u></p>	<p>第 9 条 (譲渡・転貸等の禁止)</p> <p>この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。</p>
<p>第 10 条 (譲渡・転貸等の禁止)</p> <p>この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。</p> <p>第 11 条 (利用料)</p> <p>(1) 夜間金庫の利用料は、当金庫の定めるところに従い 1 年分を前払いするものとし、毎年 4 月の当金庫所定の日、借主が指定した預金口座から当座勘定規定、普通預金規定にもとづく小切手の振出、普通預金通帳</p>	<p>第 10 条 (利用料)</p> <p>(1) 夜間金庫の利用料は、当金庫の定めるところに従い 1 年分を前払いするものとし、毎年 4 月の当金庫所定の日、借主が指定した預金口座から当座勘定規定、普通預金規定にもとづく小切手の振出、普通預金通帳の</p>

「夜間金庫規定」 新旧対照表

(アンダーラインは改定箇所)

変 更 後	変 更 前
<p>の提出並びに普通預金払戻請求書の発行などによらず当金庫所定の方法で引落しのうえ利用料に充当します。尚、当初契約期間の利用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。<u>また、利用料に係る計算書の発行は原則として行いません。発行を希望されるお客様は、お取引店の窓口までお申し出ください。</u></p> <p>《省略》</p> <p>第 <u>12</u> 条 (規定の準用) この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。</p> <p>第 <u>13</u> 条 (規定の変更等) 1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 2. 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 但馬信用金庫 <u>(2024.04)</u></p>	<p>提出並びに普通預金払戻請求書の発行などによらず当金庫所定の方法で引落しのうえ利用料に充当します。尚、当初契約期間の利用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。<u>《追加》</u></p> <p>《省略》</p> <p>第 <u>11</u> 条 (規定の準用) この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。</p> <p>第 <u>12</u> 条 (規定の変更等) 3. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 4. 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 但馬信用金庫 <u>(2021.04)</u></p>